

5 土第 551 号  
令和 6 年 2 月 26 日

各建設業団体の長  
各委託業務関係団体の長

様

愛媛県土木部長

令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び  
設計業務委託等技術者単価に係る特例措置等について

この度、国土交通省から、別添のとおり技能労働者への適切な賃金水準の確保について要請があったことから、県土木部においては、技能労働者及び技術者（以下「技能労働者等」という。）の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、昨年と同様、下記の対策を講じることといたしましたのでお知らせします。

貴団体におかれては、趣旨を御理解の上、傘下の団体員に対して、適切に対応するよう周知徹底及び指導をお願いします。

なお、県内各市町及び県の各発注機関にも、同様に通知しておりますので、申し添えます。

記

○県土木部における技能労働者等への適切な賃金水準の確保のための対策

- (1) 国と同様に設計労務単価及び技術者単価の新単価を令和 6 年 3 月から適用する。（※新単価は、県ホームページに掲載します。）

ホーム>県政情報>入札>単価・様式等>土木工事設計単価表（公表用）について

ホーム>県政情報>入札>単価・様式等>設計業務委託等技術者単価について

- (2) 令和 6 年 3 月 1 日以降に当初契約を締結した工事及び業務のうち、旧単価を用いて予定価格を積算したものについては、新単価を遡及適用する。（詳細は別添運用のとおり）

- (3) 平成 26 年 2 月 26 日付け 25 土第 868 号で通知しているインフレスライド条項（改正後の約款第 26 条第 6 項）の運用を継続する。

## 公共工事設計労務単価において新単価を遡及適用する場合の運用

## 1 新単価を遡及適用する場合の契約手続き

新単価を適用日前の単価に基づく契約に遡及適用する場合、契約書の補則条項である工事請負契約書第 64 条に基づき、発注者と受注者が協議の上、請負代金額を変更することができるものとする。

なお、請負代金額の変更請求があった場合における協議の方法については、工事請負契約書第 25 条の例によるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負工事代金の変更額を定め通知することができるものとする。

## 2 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額については、次のとおり算出する。

なお、変更後の請負代金額に、1,000 円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

変更後の請負代金額

＝新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

## 3 変更協議等の手順

## (1) 請負代金額変更可能工事の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、変更契約が可能な工事について、別紙様式 1 により受注者に通知する。

## (2) 請負代金額の変更協議の請求（受注者 → 発注者）

受注者は、請負代金額の変更を希望する場合、発注者の定める期限までに別紙様式 2 を発注者に提出する。

## (3) 変更協議開始の日の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 3 により受注者に協議開始の日を通知する。

## (4) 請負代金の変更額の協議（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 4 により受注者に変更後の請負代金額について協議する。

## (5) 変更協議の同意（受注者 → 発注者）

受注者は、発注者が示した請負代金の変更額に同意する場合は、協議開始の日から 14 日以内（休日を除く。）に別紙様式 5 を発注者に提出する。

## (6) 請負代金の変更額の通知（発注者 → 受注者）

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負代金の変更額を定め、別紙様式 6 により受注者に通知する。

## 4 その他

(1) 本通知に基づく次の事項については、各発注者において、工事の状況、対象工事の工期を勘案し、適切に設定すること。

- ① 受注者への請負代金額変更可能工事の通知時期
  - ② 請負代金額の変更に係る受注者からの請求期限
  - ③ 協議開始の日
- (2) 本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの請求については、別紙様式1による発注者からの通知に基づき行うものとする。

第 号  
年 月 日

受注者 様

地方局長

年 月 から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る  
請負代金額の変更について（通知）

年 月 日 契約を締結した下記の工事については、工事請負契約書第64条の規定に基づき、下記のとおり請負代金額の変更について協議することができるので、請負代金額の変更を請求する場合は、年 月 日までに別紙様式2を提出してください。

なお、請負代金額の変更請求があった場合における協議の方法については、工事請負契約書第25条の規定の例によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負工事代金の変更額を定め通知することができるものとします。

また、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請け企業の間で締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

## 記

工事番号、工事名 及び工事場所	
変更理由	年 月 から適用する公共工事設計労務単価に基づいた契約とするため。

- 注 1 発信者名は適宜訂正して使用すること。  
2 別紙様式2を添付すること。

別紙様式2

年 月 日

発注者 様

受注者

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る  
請負代金額の変更について（請求）

年 月 日契約を締結した下記の工事について、工事請負契約書第64条の規定に基づき、請負代金額を変更するよう請求します。

なお、請負代金額の変更額については、別途協議します。

記

工事番号、工事名 及び工事場所	
請負代金額の変更 を請求する理由	年 月 日付け 第 号で通知のあったと おり。

第 号  
年 月 日

受 注 者 様

地方局長

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る  
請負代金額の変更に係る協議開始の日について（通知）

このことについて、協議開始の日を下記のとおり定めたので、通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 請負代金額の変更が必要となった事由
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 協議開始の日 年 月 日

注 1 発信者名は、適宜修正して使用すること。

第 号  
年 月 日

受 注 者 様

地方局長

年 月 から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る  
請負代金額の変更について（協議）

年 月 日契約を締結した下記 1 の工事について、下記 2 及び 3 のとおり請負代金額  
を変更いたしたいので、工事請負契約書第 64 条の規定に基づき協議します。

記

- 1 工事番号及び工事名
  
- 2 変更内容
  
- 3 変更理由

注 1 記の 2 「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料  
を添付すること。

年 月 日

発注者様

受注者

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る  
請負代金額の変更について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾  
します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の2及び3について、発注者からの協議どおりに承諾する場合は、「年 月  
日付け 第 号で協議のあったとおり」と記載すること。



別紙様式 6

第 号  
年 月 日

受注者 様

地方局長

年 月から適用する公共工事設計労務単価の適用に係る  
請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で協議したこのことについては、期日までに協議が調わ  
なかつたので、発注者において下記のとおり請負代金額を定めたから、「年 月から適用  
する公共工事設計労務単価の適用に係る請負代金額の変更について（通知）」（年 月 日  
付け 第 号）において、その例によるものとする工事請負契約書第 25 条第 1 項ただし書の  
規定により通知します。

記

- 1 工事番号及び工事名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の 2 「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料  
を添付すること。

## 設計業務委託等技術者単価において新単価を遡及適用する場合の運用

## 1 措置の内容

新単価を適用日前の単価に基づく契約に遡及適用する場合、契約書の補則条項である設計業務等委託契約書第 58 条に基づき、発注者と受注者が協議の上、業務委託料を変更することができるものとする。

なお、業務委託料の変更請求があった場合における協議の方法については、設計業務等委託契約書第 26 条の例によるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が業務委託料の変更額を定め通知することができるものとする。

## 2 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次のとおり算出する。

なお、変更後の業務委託料に、1,000 円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

変更後の業務委託料

＝新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

## 3 変更協議等の手順

## (1) 業務委託料変更可能業務の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、変更契約が可能な業務について、別紙様式 1 により受注者に通知する。

## (2) 業務委託料の変更協議の請求（受注者 → 発注者）

受注者は、業務委託料の変更を希望する場合、発注者の定める期限までに別紙様式 2 を発注者に提出する。

## (3) 変更協議開始の日の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 3 により受注者に協議開始の日を通知する。

## (4) 業務委託料の変更額の協議（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 4 により受注者に変更後の業務委託料について協議する。

## (5) 変更協議の同意（受注者 → 発注者）

受注者は、発注者が示した業務委託料の変更額に同意する場合は、協議開始の日から 14 日以内（休日を除く。）に別紙様式 5 を発注者に提出する。

## (6) 業務委託料の変更額の通知（発注者 → 受注者）

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が業務委託料の変更額を定め、別紙様式 6 により受注者に通知する。

## 4 その他

(1) 本通知に基づく次の事項については、各発注者において、業務の状況、対象業務の履行期間等を勘案し、適切に設定すること。

① 受注者への業務委託料変更可能業務の通知時期

② 業務委託料の変更に係る受注者からの請求期限

③ 協議開始の日

- (2) 本通知に基づく業務委託料の変更の受注者からの請求については、別紙様式1による発注者からの通知に基づき行うものとする。

第 号  
年 月 日

受 注 者 様

地方局長

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の  
変更について（通知）

年 月 日契約を締結した下記の業務については、設計業務等委託契約書第58条の規定に基づき、下記のとおり業務委託料の変更について協議することができるので、業務委託料の変更を請求する場合は、年 月 日までに別紙様式2を提出してください。

なお、業務委託料の変更請求があった場合における協議の方法については、設計業務等委託契約書第26条の規定の例によるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が業務委託料の変更額を定め通知することができるものとします。

また、業務委託料が変更された場合は、技術者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

## 記

業務番号、業務名 及び業務場所	
変更理由	年度設計業務委託等技術者単価に基づいた契約とするため。

- 注 1 発信者名は適宜訂正して使用すること。  
2 別紙様式2を添付すること。

別紙様式 2

年 月 日

発注者 様

受注者

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の  
変更について（請求）

年 月 日契約を締結した下記の業務について、設計業務等委託契約書第58条の規定  
に基づき、業務委託料を変更するよう請求します。

なお、業務委託料の変更額については、別途協議します。

記

業務番号、業務名 及び業務場所	
業務委託料の変更 を請求する理由	年 月 日付け 第 号で通知のあったと おり。



第 号  
年 月 日

受注者様

地方局長

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る  
業務委託料の変更について（協議）

年 月 日契約を締結した下記1の業務について、下記2及び3のとおり業務委託料  
を変更いたしたいので、設計業務等委託契約書第58条の規定に基づき協議します。

記

- 1 業務番号及び業務名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の2「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料  
を添付すること。

年 月 日

発注者様

受注者

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の  
変更について（回答）

年 月 日付け 第 号で協議のあったこのことについては、下記のとおり承諾  
します。

記

- 1 業務番号及び業務名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の2及び3について、発注者からの協議どおりに承諾する場合は、「年 月  
日付け 第 号で協議のあったとおり」と記載すること。



第 号  
年 月 日

受注者 様

地方局長

年度設計業務委託等技術者単価の適用に係る業務委託料の  
変更について（通知）

年 月 日付け 第 号で協議したこのことについては、期日までに協議が調わ  
なかつたので、発注者において下記のとおり業務委託料を定めたから、「年度設計業務委  
託等技術者単価の適用に係る業務委託料の変更について（通知）」（年 月 日付け 第  
号）において、その例によるものする設計業務等委託契約書第 26 条第 1 項ただし書の規定  
により通知します。

記

- 1 業務番号及び業務名
- 2 変更内容
- 3 変更理由

注 1 記の 2 「変更内容」については、必要に応じて、算定、積算の根拠となった資料  
を添付すること。

国不入企第 35 号  
令和 6 年 2 月 16 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )

### 技能労働者の適正な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適正な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

そのため、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（以下「法定福利費」という。）等を的確に反映した適正な請負代金による契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されています。

これまで国土交通省においては、国土交通大臣から建設業の主要 4 団体に対し、技能労働者の適正な賃金水準の確保や社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところであり、多くの建設業団体においても関連する決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう官民を挙げて取り組んできたところです。

本日、国土交通省が令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表されました。新労務単価については、本年 4 月より労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されています。令和 5 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、新労務単価は全国全職種平均が 5.9%の上昇（単純平均の伸び率）で、過去 10 年で最大の引上げとなったところです。特に現場労働者の 8 割以上を占める主要 12 職種で見ると、全国平均で 6.2%の大幅引上げとなっております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後も継続して賃金を引き上げること、そしてそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されることが重要です。好循環が継続する環境整備を図るには、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、新労務単価の水準等を踏まえた適正な請負代金による契約を行い、技能労働者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要です。

こうした状況を踏まえ、貴団体におかれては、傘下の会員企業に対し、下記の措置を講じることによりこれまで以上に適正な賃金水準の確保に万全を期し、技能労働者の処遇改善を図るよう、改めて周知をお願いします。

また、別添1を各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

## 記

### 1. 技能労働者への適正な水準の賃金の支払いについて

公共工事品質確保法においては、受注者等の責務として、基本理念にのっとり契約された公共工事等を適正に実施すること（第8条第1項）、下請負人に使用される技術者や技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結すること（同条第2項）等が位置づけられている。

前述のとおり、技能労働者の確保・育成のためには、技能労働者の賃金を引き上げ、公共工事設計労務単価の上昇等を通じて更なる賃金の引上げにつながる好循環を継続させることが重要であり、元請業者及び下請業者はこのことを十分に踏まえ、技能労働者の賃金水準の引上げを図ることが必要である。

また、若い世代が、建設業の技能者として入職し、技能・経験を重ねていけるよう、将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格での受発注の促進を目指す観点から、令和5年6月15日には、「CCUSレベル別年収」を公表したところである。

以上のことを踏まえて、元請業者においては、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格での下請契約の締結をさらに徹底するとともに、下

請業者に対し、再下請契約についても市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な価格で締結することや技能労働者へ適正な水準の賃金を支払うことを要請する等、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう、最大限努めること。なお、令和4年度に国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によれば、高次の下請業者において、技能労働者の賃金が低い傾向であり賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている。このため、元請業者・下請業者においては下請契約・再下請契約の締結に際してこうした状況を考慮し、さらに、下請業者においては自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引上げを図ること。

## 2. 新労務単価を踏まえた請負代金額の変更について

地方公共団体に対しては、各団体における新労務単価適用日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更するよう、また、既契約工事について、工事の始期が到来しているものはもとより、工事の始期が到来していないものも含め、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適用や受注者からの協議の申出等について、適切に対応するよう通知したところである。（別添1の記2.）

また、国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、

- ① 令和6年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する
- ② 令和6年2月29日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）の記1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する

こと等とし（別添2）、地方公共団体に対しても、これも参考として適正な請負代金額での契約締結に努めるよう通知したところである（別添1の記2.）。

新労務単価の適用により請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨にのっとり、元請業者・下請業者間や下請業者・再下請業者間で既に締結している請負契

約の金額の見直しや技能労働者の賃金水準の引上げ等について、適切に対応すること。

### 3. 法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第8条第2項においては、受注者等の責務として、下請契約を締結するときは法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金によることが規定されている。さらに、第7条第1項第1号において、発注者の責務として、法定福利費や公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料等を的確に予定価格へ反映することが規定されている。

公共工事設計労務単価には技能労働者が社会保険へ加入するために必要な保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、法定福利費及び法定外の労災保険の保険料について適切に予定価格に反映されるよう措置されており、法定外の労災保険の付保を受注要件としている。また、地方公共団体に対しても、国土交通省直轄工事における取組にも留意し適切な措置を行うよう通知したほか（別添1の記3.）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行第419号、国不入企第33号）にて、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を受注者から提出させ、予定価格に適切に反映した法定福利費相当額が請負契約においても適正に計上されていることを確認するよう要請している。

これらの取組等も踏まえ、元請業者においては、建設工事標準請負契約約款に基づき発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示すること等により標準約款の実施について適切に対応するとともに、受注時における適正な労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や法定福利費、法定外の労災保険の保険料等の確保に努めること。

また、実態調査において高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請業者に対して、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促すこと。その上で、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対し標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に

対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

労務費及び法定福利費の確保については、「標準見積書の活用等による労務費及び法定福利費の確保の推進について」（令和3年12月1日付け国不建キ第15号）にて、労務費及び法定福利費を内訳明示した見積書の提出を要請するとともに、建設キャリアアップシステムの普及に伴い地位や技能を適切に処遇に反映することを推奨しているため、改めて内容を確認し適切に対応すること。

なお、社会保険への加入の徹底については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日最終変更）において「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ことや「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、公共工事発注機関にこれらの措置を講ずるよう要請していることを踏まえて、適切な社会保険への加入を徹底すること。

#### 4. 若年入職者の積極的な確保について

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくといった健全な循環を形成することができるよう、若年労働者の賃金引上げや社会保険への加入徹底等により処遇改善を一層進めるとともに、7. で後述する建設キャリアアップシステムを活用し技能労働者のキャリアパスと処遇の見通しを示す取組を進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

#### 5. ダンピング受注の取止めの徹底について

ダンピング受注は、下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく担い手の確保・育成を困難とするものであることから、適正な金額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を厳に行わないよう、改めて徹底する

こと。

また、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないので、この趣旨も改めて徹底すること。

## 6. 適正な工期の設定・確保と必要経費の確保について

工事の請負契約の締結に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮した適正な工期を設定・確保すること。その際、労務費（社会保険料の本人負担分を含む賃金）や、法定福利費、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないよう、法定福利費等を見積書や請負代金内訳書に明示すること等により適正な請負代金による請負契約を締結すること。また、下請契約においても、これらの必要経費を含んだ適正な請負代金による契約を締結すること。

今般の新労務単価は、本年4月より労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることも踏まえて設定されたものであるため、その趣旨を踏まえ、時間外労働上限規制の適用に向けた準備として、業務改善などによる時間外労働の削減等の取組を着実に進めるとともに、長時間労働を防ぎ週休2日が確保されることを前提とした工期により請負契約を締結し、労務費等にしわ寄せが生じないよう必要な費用の反映を徹底すること。

また、「工期に関する基準」において、週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう適正な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

一方、工程遅延等が生じたにもかかわらず工期延長ができず、後工程の作業の短期間での実施を余儀なくされる場合等には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、短期間施工に伴う人件費の補填など必要となる請負代金の額の変更等の変更契約を適切に行うとともに、その結果を適切に元下間や下下間の契約に反映させること。

## 7. 建設キャリアアップシステムの活用による技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに、若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものである。

この取組の一環として、標準見積書の活用による、能力や経験に応じた賃金が支払われる環境の促進や、能力評価等を反映した手当の支給が進められているところであり、令和5年6月には、建設業における技能者の処遇改善に向けた取組として、「CCUSレベル別年収」を公表したところである。以上のことを踏まえて、技能労働者の処遇改善を一層推進するべく、「建設キャリアアップシステムの活用について（要請）」（令和2年4月1日付国土入企第1号、国土建労第1号）2. で述べた下記の事項について、実情に応じ、着実に進めること。

- (1) 各建設業団体の会員企業において、早期に事業者登録及び技能者登録を進めること
- (2) 会員企業が元請として工事を受注した場合においては、建設技能者による適切な就業履歴の蓄積を阻害しないよう、現場・契約登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等を行うとともに、その工事に従事する下請業者に対して施工体制への事業者及び技能者登録を行うよう指導すること
- (3) 会員企業において、建設キャリアアップシステムの事業者登録及び技能者登録が進むよう、セミナーや説明会等、様々な機会を捉えて、建設キャリアアップシステムの意義や必要性等についての理解促進に努めること
- (4) 実際にシステムを利用することを通じて効果の把握や理解の浸透が進むよう、引き続き、モデル工事の実施や現場見学会等の取組を積極的に進めること